

【記載例 5 特定船舶局(漁船以外) 免許申請】

無線局免許（~~再免許~~）申請書

提出する日又は投函する日を記載

〇〇年〇〇月〇〇日

東海総合通信局長 殿

収入印紙を必要額を超えて貼付する場合は、申請書の余白に「（超えた金額）円 過納承諾 電波太郎」のように記載

収入印紙貼付欄

10W以下 7,380 円

10Wを超え 50W以下 10,280 円

割り印はしないこと

重ならないように貼付すること

剥がれないように貼付すること

※ 小型兼用船など漁船登録がある場合は漁船と同じ手数料

☒ 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

☐ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

☐ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

また、上記の申請に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

記

1 申請者

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒 (4 6 1 - 〇 〇 〇 〇) 愛知県名古屋市〇区〇〇町 1 - 2 - 3
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ デンパ タロウ
	電波 太郎
法人番号※	

申請を代理で行う場合は記入
※委任状の添付が必要

代理人

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒 (-)
氏名又は名称及び代表	フリガナ

者氏名	
-----	--

2 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	☒ 該当 ☐ 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	☐ 有 ☒ 無

通常は「無」をチェック 以下の場合には「有」にチェック

①電波法に違反し、罰金以上の刑の執行を終え、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない場合。

②電波法に違反し、何らかの処分を受け、その処分の日から2年を経過しない場合

3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種別及び局数	特定船舶局 1局	希望する識別信号がある場合は記入
② 識別信号	だい1でんぱまる	
③ 免許の番号	(記載不要)	
④ 免許の年月日	(記載不要)	
⑤ 希望する免許の有効期間	希望する場合に限りその期間を記入	
⑥ 備考	電波利用料の前納を希望する場合は、「有」にチェック、「無」の場合は毎年電波利用料の納付書類が届く	

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無	☐ 有 ☒ 無
電波利用料の前納に係る期間	☐ 無線局の免許の有効期間まで前納します（電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。）。 ☐ その他（ 年）

「有」にチェックした場合、前納に係る期間を選択

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

□ 1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村—番地— 〒（ ）	法人の場合、納入告知先を変更することが可能 例：〇〇株式会社 経理部

部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ デンパ タロウ
	電波 太郎
電話番号	0 5 2 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
電子メールアドレス	

申請内容に関する問い合わせ先（日中連絡が可能）を記入

※法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。